

調剤報酬にかかわる下記の施設基準を地方厚生局に届出をし、算定しております。令和7年10月現在

ナロー調剤薬局					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	2
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料	○	医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算	1				

らくだ薬局					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	1
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料	○	医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算	1				

ひかり薬局					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	2
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料	○	医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算	1				

いるか薬局					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料	○	医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算					

ナロー薬局 荒尾店					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	2
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料	○	医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算	1				

ナロー薬局 川越店					
調剤基本料	1	後発医薬品使用体制加算	3	地域支援体制加算	
連携強化加算	○	かかりつけ薬剤師指導料		医療DX推進体制加算	2
在宅薬学総合体制加算					